

第 8 4 号議案

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 0 月 2 7 日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例（平成 2 7 年品川区条例第 5 3 号）

の一部を次のように改正する。

別表第 1 中品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設の部浴室の項中「金曜日」の次に「(休日を除く。)」を加え、同部健康増進室の項中「までの日」の次に「(休日を除く。)」を加え、同表品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設の部浴室の項中「金曜日」の次に「(休日を除く。)」を加え、同部健康増進室の項中「までの日」の次に「(休日を除く。)」を加え、同表品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設の部浴室の項および健康増進室の項中「までの日」の次に「(休日を除く。)」を加え、同表に次のように加える。

品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設	東京都品川区北品川一丁目 2 9 番 1 2 号	レクリエーション室、コミュニティ室、スタジオ	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで。ただし、日曜日および休日にあつては、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。
		浴室	火曜日から金曜日までの日（休日を除く。）の正午から午後 4 時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日までの日（休日を除く。）の午前 9 時から午

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設の部、品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設の部および品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設の部の改正規定ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 北品川高齢者多世代交流支援施設を設置する必要がある。